政令第三十六号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第一条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千二百六十九円」を「千二百五十二円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二千三百四十六円」を「二千三百三十九円」に改める。

第二条中「千四百四十七円」を「千四百四十二円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条の規定は、平成二十二年度分の事務費交付金から適用する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第三十七号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の七第二項第十号中「五十万円」を「五十一万円」に改め、同条第三項第九号中「十三万円」を「十四万円」に改め、同条第四項第九号中「十万円」を「十二万円」に改める。

附則第四条第二項第七号中「五十万円」を「五十一万円」に改め、同条第三項第七号中「十三万円」を「十四万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の規定は、平成二十三年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十二年度分までの保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年三月二十五日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第三十八号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の見出し中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十一年三月一日から平成二十二年二月二十八日まで」を「平成二十一年度」に改め、同条第二項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二十四号）第一条の規定」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三十八号）」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第二条の規定は、平成二十二年度に係る国民健康保険組合に対する補助金について適用する。

厚生労働大臣　細川　律夫
内閣総理大臣　菅　**直人**